

保指第 1174 号
令和 2 年 2 月 18 日

関係各位

福岡市保健福祉局長
(高齢社会部事業者指導課)
(障がい者部障がい福祉課)

社会福祉施設等における新型コロナウイルス対策について

標記の件について、令和 2 年 2 月 13 日付け厚生労働省事務連絡「社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について」において、留意事項が示されております。

各社会福祉施設等におかれましては、新型コロナウイルスの予防・まん延防止のため、改めて下記留意事項についてご確認いただきますようお願いいたします。

記

1 留意事項の要点

- (1) 新型コロナウイルスについては、風邪やインフルエンザ同様に、石鹸による手洗いや、アルコール消毒液で手指の消毒、咳エチケット等により、感染経路を断つことが重要である。
- (2) 概ね過去 14 日以内に湖北省又は浙江省から帰国した職員等（湖北省又は浙江省から帰国した者と濃厚な接触をした者を含む。）がいる場合は、下記問い合わせ先に連絡すること。また、そのような職員等が新型コロナウイルスを疑う症状等に該当する場合は、福岡市新型コロナウイルス感染症相談ダイヤル（電話：092-711-4126）に連絡して指示を求めること。
- (3) 新型コロナウイルスに関して、最新かつ正確な情報を収集すること。また、これらの情報を職員に提供すること。
- (4) 職員に対し、新型コロナウイルスを理由とした偏見が生じないように、職員等の人権に十分配慮すること。

- (5) 事業所外部からの面会者，ボランティア，実習生，委託業者等がウイルスを持ち込まないよう，一時的な面会の制限等を含め，接触場所・時間・方法に留意すること。
- (6) 職員の健康管理や，職員が体調不良のときに療養に専念できる人的環境の整備等に努めること。

2 参考

社会福祉施設等における一般的な感染症対策について，厚生労働省がマニュアルを作成しています。

○高齢者介護施設における感染対策マニュアル 改訂版

<https://www.mhlw.go.jp/content/000500646.pdf>

○保育所における感染症対策ガイドライン (2018 改訂版)

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000201596.pdf>

各社会福祉施設等におかれましては，マニュアルを参照の上，感染症対策に取り組んでいただきますようお願いいたします。

なお，障がい福祉サービス事業所等におかれましては，「高齢者介護施設における感染対策マニュアル 改訂版」及び「保育所における感染症対策ガイドライン (2018 年改訂版)」をご参照ください。

【問い合わせ先】

(高 齢 者) 保健福祉局高齢社会部事業者指導課 安松

電話：092-711-4319

(障がい者) 保健福祉局障がい者部障がい福祉課 山本

電話：092-711-4249